

高松市立三溪小学校いじめ防止基本方針

高松市立三溪小学校
校長 米村 博司

1 いじめとは

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定 平成29年3月14日最終改訂）

上記の考えより、本校では、いじめは決して許されないことであり、生命にも関わるほどの重大な人権侵害であることを、基本認識とします。また、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めます。具体的な態様は、以下のようなものが挙げられます。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- なかまはずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

そして教職員は、いじめの兆候をいち早く把握して、積極的にいじめを認知するように努め、迅速に対応し、いじめの解消に全力を尽くします。加害者に対する指導だけでなく、観衆や傍観者といった、周囲の児童たちも、いじめを許さない存在に変えていき、いじめを生まない集団づくりを目指します。児童たちの自発的自治的な取り組みを推進し、児童自らがいじめ問題について考え、仲間づくりを進め、いじめを絶対に許さない学校づくりを目指します。

そのために、

- (1) 自己有用感を高め、自己指導能力を育成する。自尊感情を育む教育活動を推進し、自他を尊重できる雰囲気づくりに努めます。
- (2) いじめを許さない雰囲気づくりに努めます。
- (3) いじめ早期発見のため、定期的な調査その他の必要な措置を講じます。
- (4) 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ早期解決に向け、全力を尽くします。
- (5) いじめられた児童を守り抜き、児童たちとの信頼関係を築き、事後指導にあたります。

2 いじめ未然防止のための取り組み

- (1) 自己有用感を高め、自己指導能力、自尊感情を育成します。
 - ① 学校の教育活動全般において、児童が活躍できる場を設けるような授業づくりに努めます。また、児童の意識調査を実施し、個々の学習・生活意欲について把握するとともに、よりよい学級集団づくりに努めます。
 - ② 三郎学習において、児童が自ら課題を見つけ、主体的によりよく問題を解決できるよう、体験活動を重視するように努めます。
 - ③ 異学年交流を積極的に取り入れます。ペア学年やなかよしグループを活用し、日山登山、縦割り清掃、あいさつ運動、遊びの時間等を取り入れて、相手を思いやる心を育てるよう努めます。
 - ④ 友だちの人格を尊重する態度を育成し、安心して自己表現、自己決定できる支持的雰囲気のある温かい学級集団づくりに努めます。
- (2) いじめを許さない雰囲気づくりに努めます。
 - ① 月に1回道徳の日を設定し、その月に行う道徳的価値を絞り込んで実践するよう努めます。

- ② 人権月間（「強めよう絆」月間）を設定し、人権集会を開き、様々な問題点について話し合い、他を思いやる気持ちや人権感覚を養うよう努めます。
- ③ 言葉遣いの指導をきちんと行い、人を傷つける言葉を使わないよう指導徹底するよう努めます。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめの防止啓発運動に努めます。
- ⑤ いじめ防止等に関する学校の取り組みについて保護者への啓発に努めるとともに、いじめ防止等に向けて保護者との連携を図るよう努めます。

3 いじめ早期発見に向けての取り組み

いじめはどの学校でもどの子にも起こり得るものであるとの認識に立ち、常に児童全員に注意を払うとともに、定期的な調査その他の必要な措置を講じます。

- (1) 心のアンケート週間を学期に1回実施し、アンケート後の個人面談を行います。
- (2) 全ての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、児童との人間関係を深め、児童が相談できる雰囲気づくりに努めます。生徒指導委員会、職員会議で気になる事や児童の情報の交換を毎月行います。
- (3) 保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努めます。

4 いじめ解決に向けての取り組み

いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。

(1) 情報収集

- ・ 学級担任等特定の教員が抱え込むことなく、校長のリーダーシップの下、緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して役割分担を行い、学校全体で組織的に対応します。
- ・ 当事者だけでなく、周囲の者からも情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行います。

(2) 個別指導

いじめられた児童に対して

- ・ 児童との心のふれあいを通して、信頼関係を基盤とした援助に努め、苦しみや苦痛に共感しながら、励まし、心の支えとなるようスクールカウンセラーや養護教諭と積極的に連携を図りながら援助します。

いじめた児童に対して

- ・ 自分のした行為がいじめに当たることを認識できるようにして、動機やいじめているときの気持ちをじっくり聞くとともに、自分を厳しく見つめさせ、心の弱さを自ら乗り越えていくよう指導・援助します。毅然とした態度で臨むとともに、必要に応じて教育委員会や警察等の関係機関との連携・協力を得ながら指導します。また、早期に他の教職員やスクールカウンセラー等専門家との連携・協力の下、組織的に指導します。

(3) 学級全体への指導

- ・ 孤立する児童が出ないよう望ましい集団づくりに努めます。
- ・ 観衆や傍観者の立場は、結果としていじめを肯定・助長していることを分からせるとともに、いじめられた児童の痛みや辛さに共感させ、児童の持つ正義感を表出するよう励まし勇気づけることで、学級や学校に正義が行き渡る指導に努めます。
- ・ いじめを自分の問題として捉え、どのように関わっていけばよいかを考えさせるよう努めます。

(4) 家庭との連携

- ・ いじめが起きた場合は、いつも以上に連携を密にし、正しい情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集め、指導に生かします。
- ・ 学校や家庭に話しにくい状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討します。

(5) いじめの解消

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、

「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要があると判断します。

- ・ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するよう努めます。

5 教職員の資質向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童のわずかな変化を敏感に察知できるよう、いじめ防止等についての校内研修に努めます。また、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価し、取組の改善を図ります。

6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、保護者への啓発に努めます。

7 いじめ問題に取り組むための校内体制

(1) 学校内の組織

① 生徒指導委員会

月1回校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、低中高学年から代表各1名、養護教諭で、学校内の問題、児童の様子等の情報交換の場とします。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する緊急措置のために、生徒指導委員会参加教員と、いじめ問題に関わる学級担任等で構成します。

③ 教育相談

児童や保護者が養護教諭やスクールカウンセラー等と個別に相談できる場を設けます。

- ### (2) 緊急を要する重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努めます。また、家庭や地域、関係機関と連携した組織を作ります。

8 重大事態への対処

(1) 報告

いじめにより、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行います。

(2) 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「三溪小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により、重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行った時は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係わる重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

9 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

児童会が採択した三溪小学校いじめゼロ宣言は以下の通りです。

いじわるをしないで、優しくします。
自分も人も大切にします。
目と心を合わせて話をします。
全員でいじめゼロを守ります。

附則

- ・この基本方針は、平成25年12月1日から実施する。
- ・この基本方針は、平成27年4月1日から実施する。
- ・この基本方針は、平成27年12月1日から実施する。
- ・この基本方針は、平成28年4月1日から実施する。
- ・この基本方針は、平成29年4月1日から実施する。
- ・この基本方針は、平成30年2月1日から実施する。
- ・この基本方針は、平成30年4月1日から実施する。
- ・この基本方針は、平成31年4月1日から実施する。